

2023年2月14日

各 位

会 社 名 ロイヤルホールディングス株式会社  
代 表 者 阿部 正孝  
(コード：8179 東証プライム、福証)  
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長  
富永 章嗣  
電 話 番 号 03-5707-8852 (代)

### 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び委任型執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2023年3月29日開催の第74期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 導入の背景及び目的

(1) 本制度に基づく報酬は、当社の中期経営計画に掲げる業績目標等に連動して給付水準が決定され、信託を通じて退任時等に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が取締役等へ支給されるものです。

また、目標とする指標には当社の経常損益等の業績目標に加え、「サステナビリティへの取り組み（SDGs）」に関しても一定程度取り入れており、当社として持続可能な社会への貢献を推進することも企図しております。

当社取締役会は本制度の導入により、取締役等の報酬と当社の業績等及び株式価値の連動がより明確化され、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を一層高めることができ、株主の皆様との価値共有を促進することができるものと考えております。また、創業以来の「経営基本理念※1」に基づくグループビジョンである「日本で一番質の高い“食”と“ホスピタリティ”の提供」の実現をより確かなものにできると考えています。

(2) 当社では監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）により構成される経営諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の指名及び報酬の決定等について、取締役会の諮問に応じることにより、その決定の妥当性及びプロセスの透明性を確保しております。本制度につきましても、当社取締役会はこの経営諮問委員会の協議を踏まえて導入の決議を行いました。

- (3) 本制度の導入は、本株主総会において当社の取締役を対象とした本制度の導入に係る必要事項の承認を得ることを条件としております。

※1 ロイヤル経営基本理念

ロイヤルは食品企業である。お客様から代金をいただくからには、

一、食品は美味しくなければならない。

一、調理・製造も取扱いも衛生的でなければならない。

一、サービス・販売は、お客様の心を楽しませ、社会を明るくするものでなければならない。

以上のつとめを果す報酬として、正当な利潤を得られ、ロイヤルも私共も、永遠に繁栄する。

(昭和三十一年六月制定)

2. 本制度が導入された場合の当社取締役の報酬体系

(1) 取締役の報酬に関する考え方

- ・ 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬体系は、当社の成長やグループビジョンを実現する能力・見識・スキルを有した優秀な人材を確保できる水準であり、且つ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、固定額の基本報酬、連結当期純利益と連動する賞与、中期経営計画等と連動する株式報酬の三本立ての報酬体系とする。
- ・ 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、その役割と独立性の観点から固定額の基本報酬のみとし、その水準は、他社の報酬水準等や個別事情を踏まえ、総合的に判断するものとする。
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、決定の妥当性及びプロセスの透明性を確保するため、取締役会から授権された代表取締役社長が、経営諮問委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえたうえで決定する。
- ・ 取締役（監査等委員）の報酬体系は、監督機能を果たすという職務に鑑み、固定額の金銭報酬のみとし、その報酬等の総額を「年額 4,000 万円以内」とする。
- ・ 取締役（監査等委員）の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(2) 本制度導入後の報酬の構成

本制度導入後の報酬の構成は次のとおりです。

	内容
基本報酬	役位及び職責、他社水準、個別事情等を総合的に勘案した固定額の金銭を支給
賞与	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）を対象として、個々の取締役の責任負担度、特定分野におけるスペシャリティ及び担当職務範囲における貢献度を勘案し金銭を支給
株式報酬 (本制度)	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）を対象として、役位及び経常利益、中期経営計画の達成状況等に応じた「業績等連動部分」と役位に応じた「在任期間部分」から構成され、当社株式等を給付

また、業績目標を達成した際の「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の割合は、直近期の決算に基づけば、当社社長の場合で概ね 55%：30%：15%になります。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び賞与に関しては、2016年3月29日開催の第67期定時株主総会において、「年額2億円以内と定めた固定枠」による報酬（基本報酬）と、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主還元や成長戦略投資の原資確保にも繋がる連結当期純利益に基づく業績連動報酬として、「前事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の2.0%以内と定めた変動枠」による業績連動報酬（賞与）の二本立ての金銭報酬として決議済です。本制度に基づく株式報酬は、上記基本報酬及び賞与とは別枠の報酬となります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付されるものです。

本制度は、今次中期経営計画の対象となる2023年12月末日で終了する事業年度から2024年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する次期以降の中期経営計画期間の対象となる3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として導入いたします。

本制度の構成	<p><b>【業績等連動部分】</b></p> <p>① 財務指標として、対象期間における中期経営計画の各年度業績目標（経常利益額）に対する達成度に応じて、ポイントを付与</p> <p>② 財務指標として、対象期間中の中期経営計画の業績目標（一株当り純利益、以下「EPS」）に対する達成度に応じて、原則として、中期経営計画最終年度直後の事業年度にポイントを付与</p> <p>③ 非財務指標として、対象期間中の中期経営計画に関わる「サステナビリティへの取組み（SDGs）」を経営諮問委員会の諮問を経て評価し、その達成度に応じて、原則として、中期経営計画最終年度直後の事業年度にポイントを付与</p> <p><b>【在任期間部分】</b></p> <p>・ 役位に応じてポイントを付与</p>
信託が取得する当社株式数の上限	1事業年度当たり 65,760株 (うち当社取締役分は 28,800株)
信託による当社株式の取得方法	取引所市場を通じた取得又は当社による自己株式処分の引受け
株式等の給付時期	原則として取締役等の退任時

## (2) 対象者

本制度の対象者は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員とします。

## (3) 信託期間

2023年5月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

## (4) 当社が取締役等を対象として本信託に拠出する金銭及び本信託から給付が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式数を含む）の上限株式数

当社は、本信託設定（2023年5月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値を踏まえて、131,520株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。ご参考として2023年2月13日の当社株価終値2,498円を適用した場合、上記の必要資金は328百万円となります。

これは、現行の当社取締役等報酬の支給水準、員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします<sup>※1</sup>。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

※1 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

## (5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された金銭を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

## (6) 当社取締役等に給付される当社株式等の数及び額の算定方法

当社取締役等には役員株式給付規程に基づき、役位に応じて定まるポイント及び業績達成度等に応じて変動するポイントが付与されます。本制度に基づき取締役等に対して付与されるポイントの上限数は、1事業年度当たり65,760ポイント（うち取締役分として28,800ポイント）としております。

事業年度毎に付与されたポイント数は、原則として当社取締役等の退任時まで累積されます。この累積したポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）を1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して、当社株式等を給付します（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率等について合理的な調整を行います。）。

なお、当初対象期間における各事業年度の付与ポイント数の算定方法は以下のとおりです。

① 役位に応じる部分

職務執行期間における役位毎のポイントに基づき算出します。

② 業績連動部分

業績連動部分の算定にあたっては、当社にとって収益性向上が最重要な項目の一つであることから、中期経営計画において設定した各事業年度の経常利益額の達成状況を指標としております。

また、経営を担う取締役等の責務として株主視点での安定的且つ中期的な収益性の実現に責任を負う必要があるという観点から、中期経営計画期間中のEPSの達成状況を指標としております。

加えて、非財務指標として中期経営計画の最終年度におけるサステナビリティへの取組み（SDGs）の状況について、取締役会から授権された代表取締役社長が、経営諮問委員会の諮問を踏まえ、女性管理職比率、食品ロス的目標達成度に従業員満足度の改善の程度を定性評価として加味し、評価するものとしています。

（7）当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為があった場合等は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

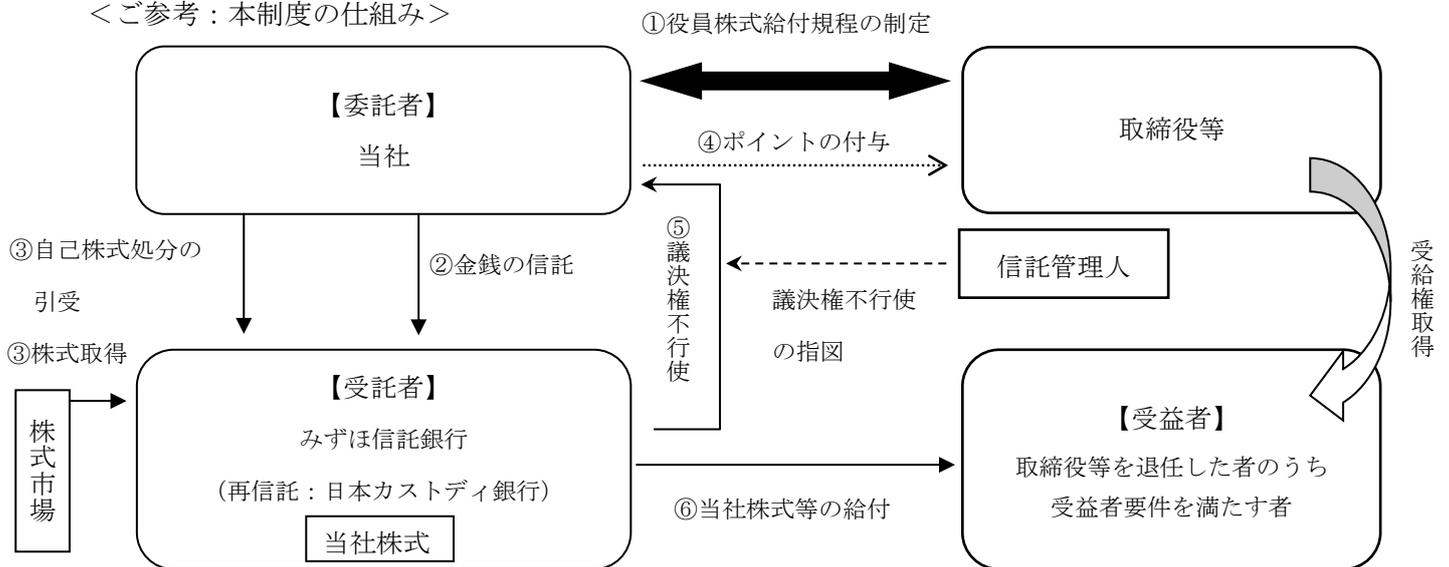
#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2023年5月 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2023年5月 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2023年5月 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<ご参考: 本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等に対し、役位に応じて定まるポイント及び業績達成度等に応じて変動するポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者 (以下、「受益者」といいます。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上